

法改正情報

改正施行日：令和2年9月1日

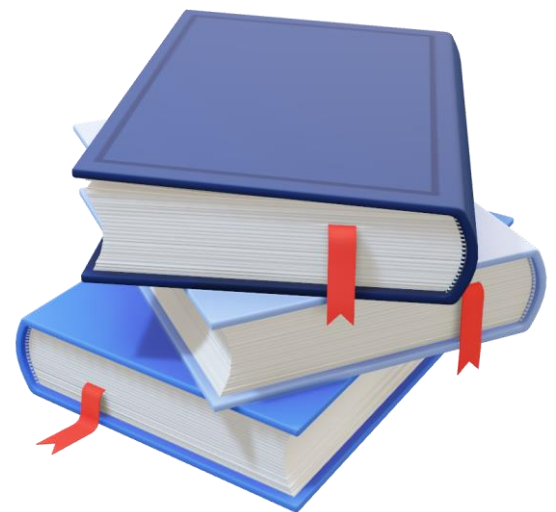
経営者・人事担当者・労働者向け

～副業・兼業～
労働者災害補償保険法の改正

労働者災害補償保険法が改正されました

今回の改正では、**複数の会社で働いている労働者の方々(副業・兼業者)**への労災保険給付に関する内容が変更されます

労働災害等については、本業はもちろん、**副業・兼業先も含めたすべての勤務先での事情が考慮**されます



POINT①

保険給付額が全ての勤務先の賃金を
合算した金額を基に算定される

現行制度



会社A
賃金:20万円/月



会社B
賃金:15万円/月

労働
災害

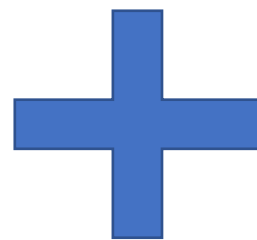
会社Bの賃金額15万円のみを基に保険給付額を算定

これまでは労災が発生した会社単体で保険給付額の算定条件をみていた

改正後



会社A
賃金:20万円/月



会社B
賃金:15万円/月

労働
災害

2社の賃金額の合計35万円を基に保険給付額を算定

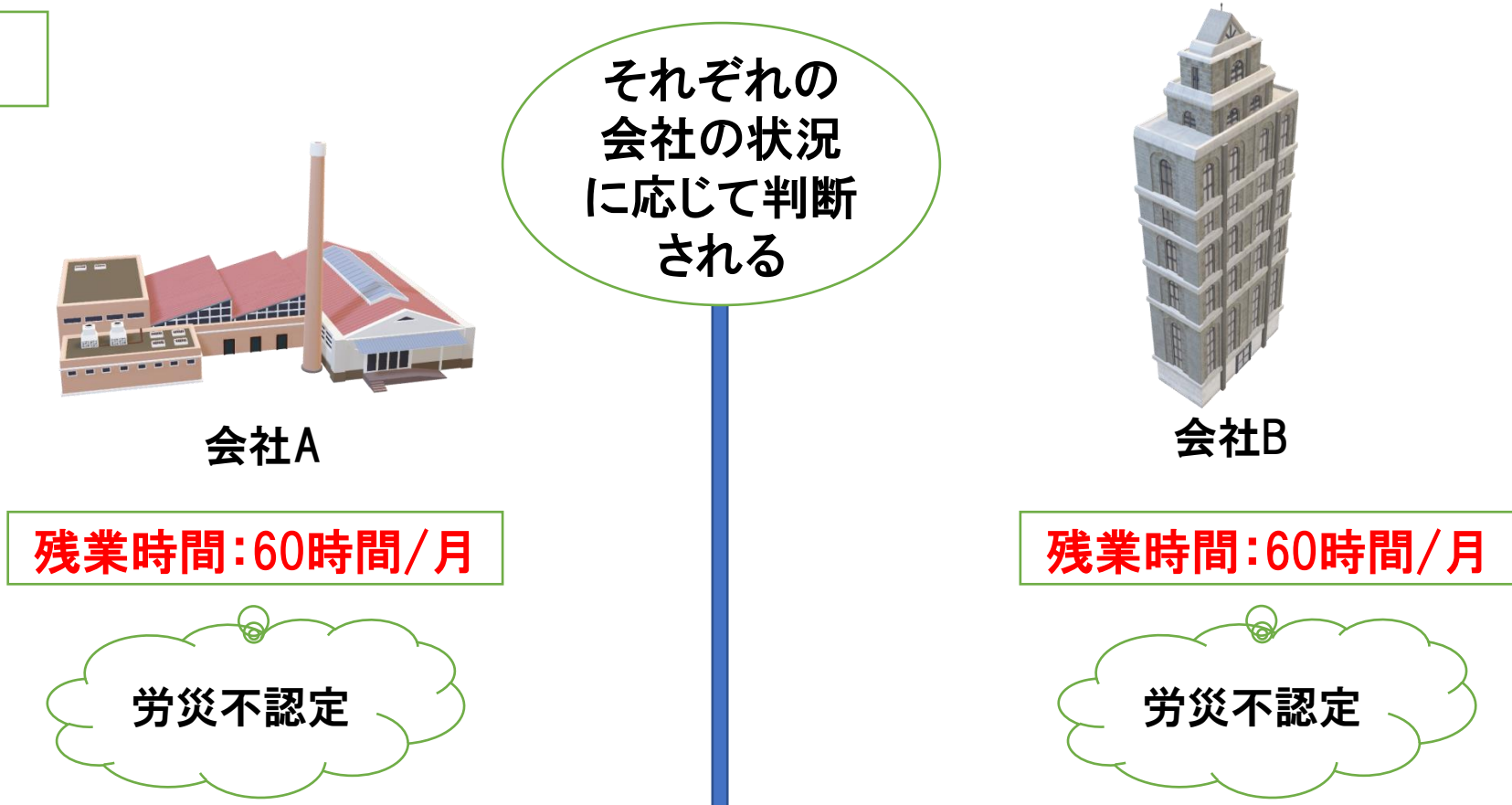
労災発生時点で労働者が働く会社すべての賃金が考慮されることになった
これにより、労働者は保険給付額が従来よりも多くなる

POINT②

労働者への業務の過重性も総合的に判断される

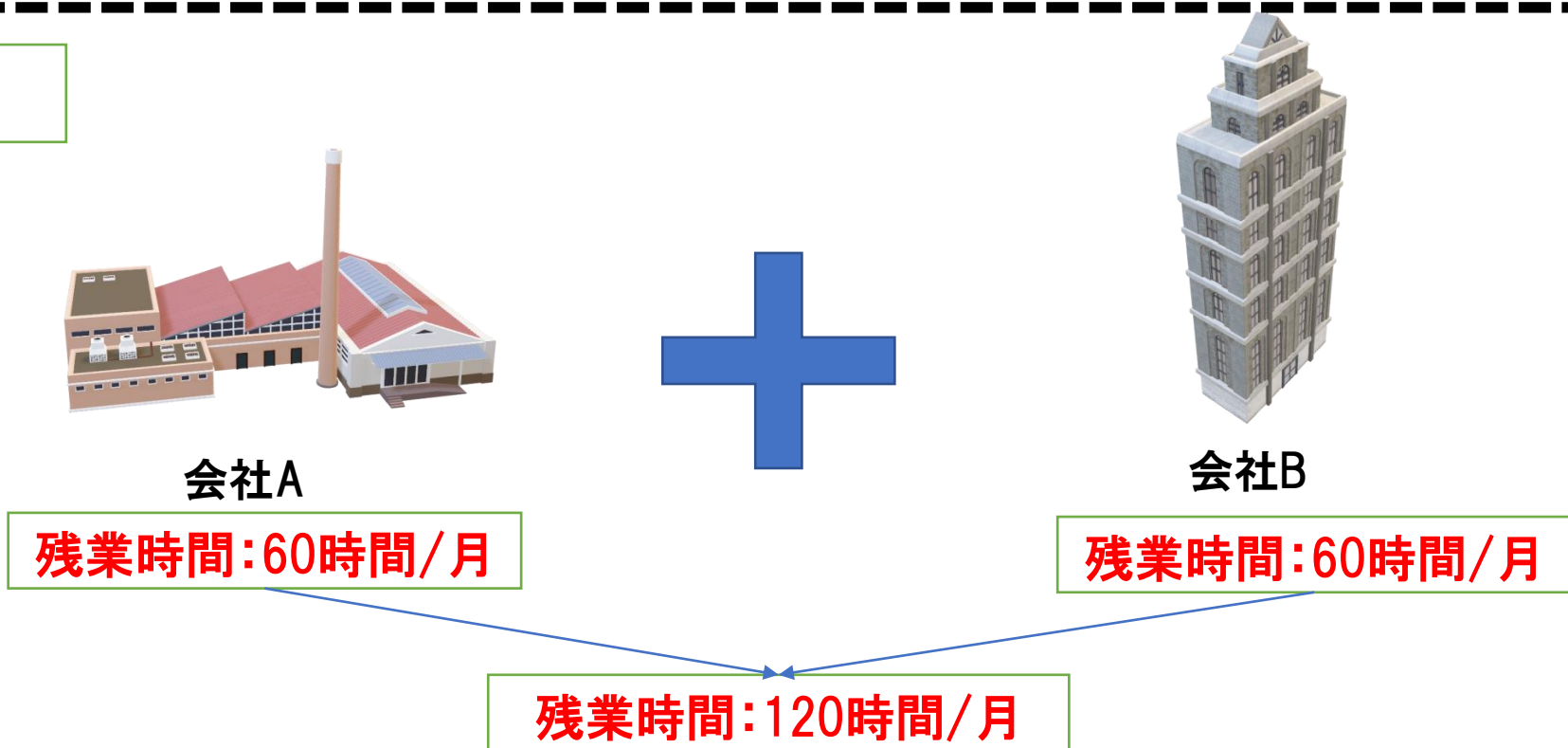
例えば、同時にA社とB社で勤務(兼業・副業)している労働者が、仮に脳血管疾患を発症した場合、その労災認定にあたっては、A社とB社を通算した労働時間、心理的負荷等が考慮されます。これにより、A社だけ、もしくはB社だけの労働時間等では、労災とは認められない場合でも、通算することにより認定される場合があります **(複数業務要因災害)**

現行制度



これまでは個々の状況で判断されていたため、労災とはならなかった事案が改正後には...

改正後



労働者が精神障害を発症した場合、労働者の心理的負担が「強」だったと判断される労災認定基準の一つに、**発病直前の3か月間連続して1月あたりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合**、というものがあります

労災認定されうる!

A社とB社を通算した労働時間、心理的負荷等が考慮され、精神障害の労災認定基準上においては、労災と認定されることがあります

初回、無料相談を行っております。
労務に関してなんでもお気軽にお問い合わせ
ください。

私たち、一般社団法人えがお・ワークラボは、

「顧客の真のニーズを感じ取り、
誠実に対応すること」

をモットーにお客様に寄り添った支援を行っています！

私たち「一般社団法人えがお・ワークラボ」は、組織の主役であるヒトが仕事観も働き方も自由に選択でき、仕事を通して人生を楽しめるような世の中を目指して各種支援・活動を行っています。
労務・人事の専門家である社会保険労務士が多数在籍しており、給与計算、人材開発・教育人材開発・教育、人事評価制度構築、法改正に関する最新情報の発信など、幅広いコンサルティングを手掛けています。

※グループ会社の社会保険労務士法人にて、社会保険手続き、助成金申請業務も請け負います